

生物多様性民間参画 ガイドラインのご紹介

～事業者が自主的に生物多様性の保全と
持続可能な利用に取り組むために～



企業の経営戦略の一環として、 生物多様性を考えてみませんか？

チャンス

- ・ 生物資源の長期的な確保と調達の安定化
- ・ 商品のブランド価値の向上と、新たな顧客の獲得
- ・ 社会的責任投資等を重視する投資家へのアピール
- ・ 新たな技術等の市場の創出
- ・ 従業員の満足度の向上、人材の確保

リスク

- ・ 生物資源の調達の不安定化
- ・ 商品のブランドイメージ・企業のイメージの悪化
- ・ 環境品質の劣位による製品・サービスの市場競争力の低下

——事業者にも生物多様性の保全と持続可能な利用への取組が期待されています。——

事業者は消費者も含めた様々な主体と連携して、生物多様性の保全と持続可能な利用に積極的に取り組み、生物多様性に配慮した製品やサービスを提供することを通じて消費者のライフスタイルの転換を促すなど、自然共生社会、持続可能な社会の実現に向けて貢献していくことが期待されています。



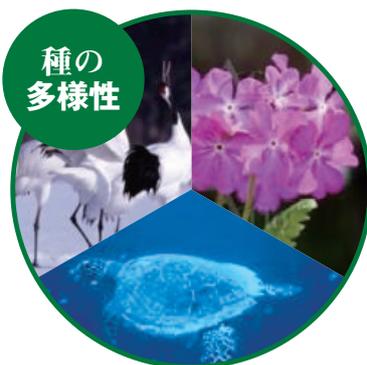
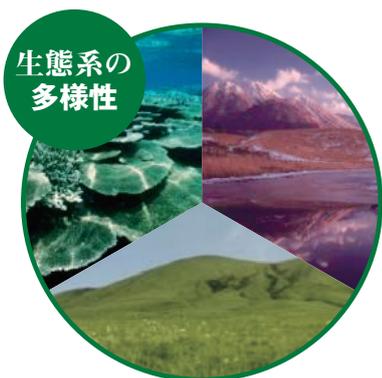
地球のいのち、つないでいこう

生物多様性

いのちと暮らしを支える生物多様性

地球が誕生して以来、長い時間をかけて私たち人間も含めた様々な生物が生まれ、つながりあって生きてきました（「生物多様性」）。この生物多様性がもたらす恵み（生態系サービス）によって、私たちのいのちや暮らしは支えられています。

生物多様性条約では、「生物多様性」を全ての生物の間の変異性と定義し、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルの多様性があるとしています。



〈生物多様性の恵みの例〉

- お米、野菜、木材、魚、おいしい水などをもたらしてくれる
- 山、川、海などの地域の景観やその土地固有の文化を生み出す
- 自然の仕組みから技術革新の着想を得る

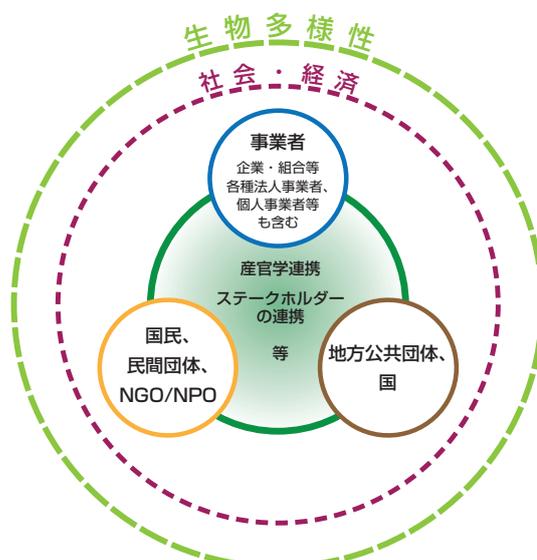
〈生物多様性の現状を示す例〉

- ☀ 人間活動の影響により、生物種の絶滅速度はここ数百年で約1,000倍に加速
- ☀ 世界の森林生態系が年間約7万3千km²減少（日本の国土面積の約5分の1）

生物多様性の恵みを享受し続けるためには、皆が連携した取組が必要です。

生物多様性を保全し、自然の恵みを将来にわたって享受できる「自然共生社会」を構築するためには、国民、事業者、その他民間の団体、地方公共団体、国といった様々な主体が、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を進めていく必要があります。

特に、事業者はその活動を通じて国内外の生物多様性と関わり、また、製品やサービスを通じて消費者である一般市民と生物多様性との関わりに関与していることから、社会の一員として重要な役割を担っているといえます。



国内外の動向

近年、生物多様性に対する国際的な関心の高まりとともに、事業者による生物多様性の保全と持続可能な利用に関しても、国内外において取組の機運が高まっています。

2001年～2005年 ミレニアム生態系評価 (MA)

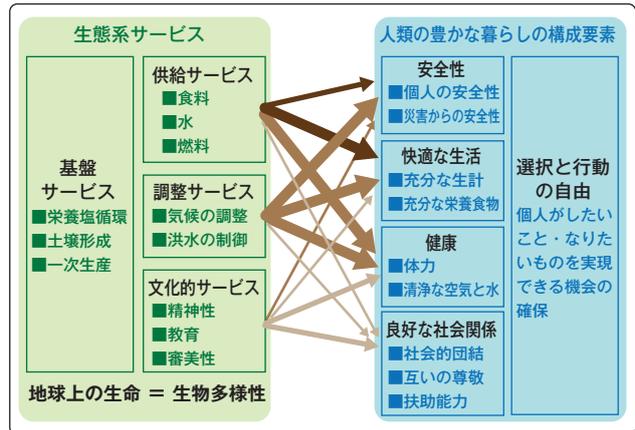
国連の呼びかけにより、国連環境計画 (UNEP) を事務局として行われた、地球規模の生態系評価。生態系の変化が人間の福利に与える影響を評価することを目的に実施され、95カ国、約1,360人の専門家が参加しました。

ミレニアム生態系評価で示された結論と生態系サービスの概念

- 数値で把握された生態系の人為的改変度
 - ・ 陸地面積の4分の1が耕地に
 - ・ 漁獲対象種の4分の1は資源崩壊の危機

- 結論
食料、木材、水、気候安定など自然が人類に供給するサービスの3分の2が世界中で低下。

「生態系サービス」の概念により、**生物多様性と人々の暮らしの結びつきをわかりやすく示した**。また、その回復のため思い切った政策の転換が必要と提言。



2006年3月 民間参画に関する決議 (COP8・ブラジル)

生物多様性条約第8回締約国会議 (COP8) において、生物多様性の保全と持続可能な利用への民間参画の重要性と促進に関する初めての決議である「民間参画に関する決議」がなされました。

2008年5月 G8環境大臣会合 (兵庫県神戸市)

2007年ポツダムにおけるG8環境大臣会合で、G8の歴史上初めて生物多様性が重要な議題となり、翌年の神戸におけるG8環境大臣会合では「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」が採択されました。

2008年6月 生物多様性基本法

生物多様性の施策の推進と、自然共生社会の実現を目指す生物多様性基本法が、2008年6月に施行されました。基本法では、第6条に「事業者の責務」として、『事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、**事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物の多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努める**』ことが示されました。

2009年8月 生物多様性民間参画ガイドライン公表

2010年10月 生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10・愛知県名古屋市)

193の国と地域が加盟する生物多様性条約の第10回締約国会議 (COP10) が名古屋で開催されます。COP10では、民間参画が重要なテーマとなる見込みです。

○ガイドラインのねらい

本ガイドラインは、生物多様性に関する活動への事業者の参画を促すことを通じて、**生物多様性の保全と持続可能な利用を促進することを目的**としています。

ガイドラインは、**多くの業種に共通する一般的な指針**となっており、各事業者の環境管理システム等を生物多様性分野の活動について補強・支援するものです。

○ガイドラインの対象

ガイドラインでは、事業者、国民、民間の団体、地方公共団体、国といった主体の中で、事業者を対象としています。中でも、初めて生物多様性に関する取組を行おうと考えている事業者の実務担当者に参考となるような情報を重点的に盛り込んでいます。なお、このガイドラインでは、「事業者」を大企業、中小企業、

1 理念

理念1：生物多様性の保全

多様な生態系、野生生物の種、地域個体群など遺伝子の多様性の保全等を、地域の自然的社会的条件に応じて行うこと。

理念2：生物多様性の構成要素の持続可能な利用

生物多様性の構成要素と、そこから得られる恵みの長期的な減少をもたらさない方法により、生物の多様性の構成要素を利用すること。

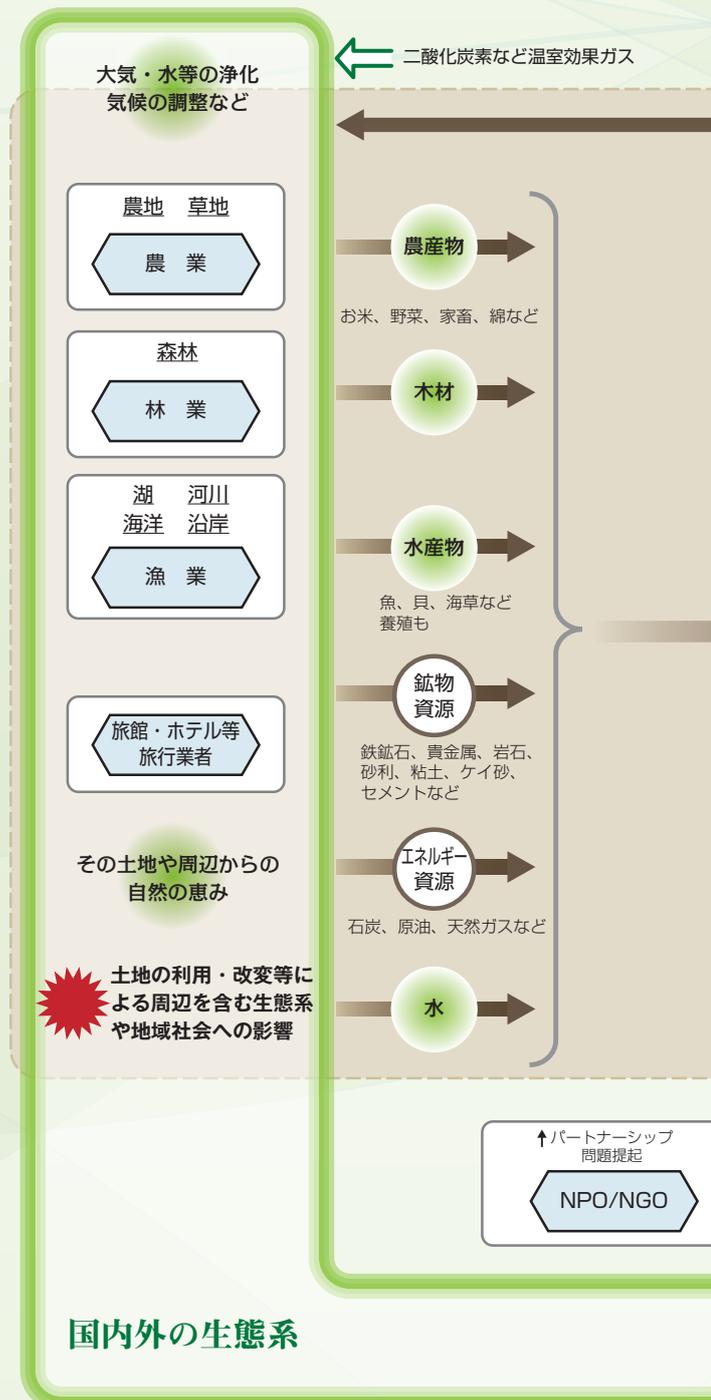
2 取組の方向

- ①事業活動と生物多様性との関わり（恵みと影響）を把握するよう努める。
- ②生物多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物多様性に及ぼす影響の低減を図り、持続可能な利用に努める。
- ③取組の推進体制等を整備するよう努める。

事業者の活動は、右図のように、生物多様性から恵みを受けて成り立ち、同時に生物多様性に影響を与えています。事業者は生物多様性に取り組むにあたり、生物多様性と事業者の関わりを把握することが期待されます。

■事業者の活動等と生物多様性の俯瞰図

※この図は生物多様性から見た事業活動等を分かりやすく示したもので、主体、活動、流れ等を網羅的に示したものではありません。



国内外の生態系

ガイドラインの構成

●要約 (エグゼクティブ・サマリー)

事業者の経営者向けエグゼクティブ・サマリー

●序論

ガイドラインの目的、位置づけ、効果的な使い方等

●第I編 現状認識の共有

生物多様性や事業活動との関係に関する基礎的情報

●第II編 指針

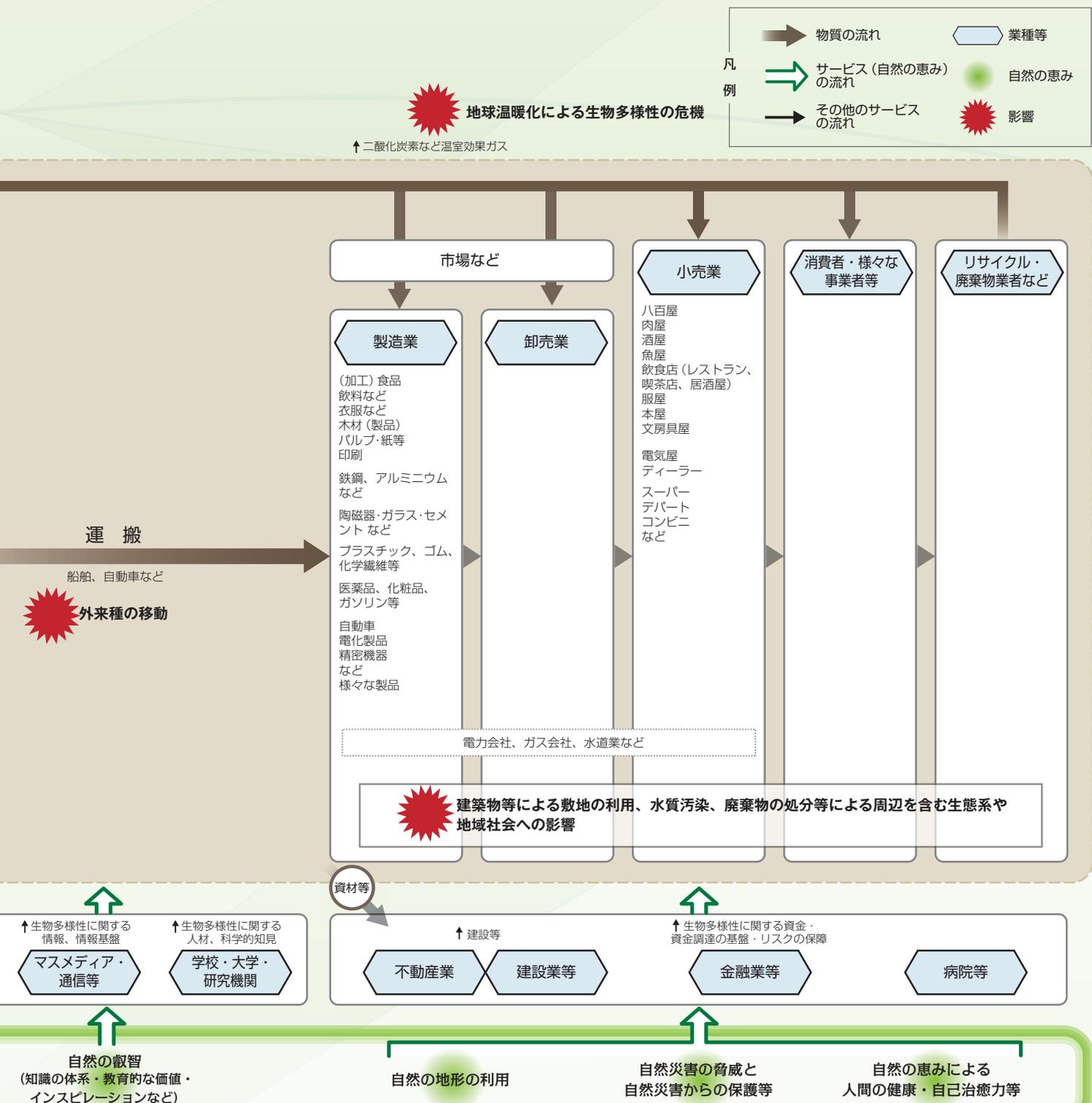
事業者が、生物多様性の保全等に取り組むにあたって認識すべき、理念、取組の方向、取組の進め方、基本原則、考慮すべき視点

●参考編 実践のためのヒント

取組の参考例、具体的な取組事例、関連情報、関連する法令等

組合等各種法人事業者、個人事業者等も含んだ概念としています。

また、事業者以外に、事業者と連携する様々な主体(地方公共団体、研究者、NGO/NPO等)やその他の主体においても、事業者の活動に関する理解を深めるために本ガイドラインを活用することが期待されます。

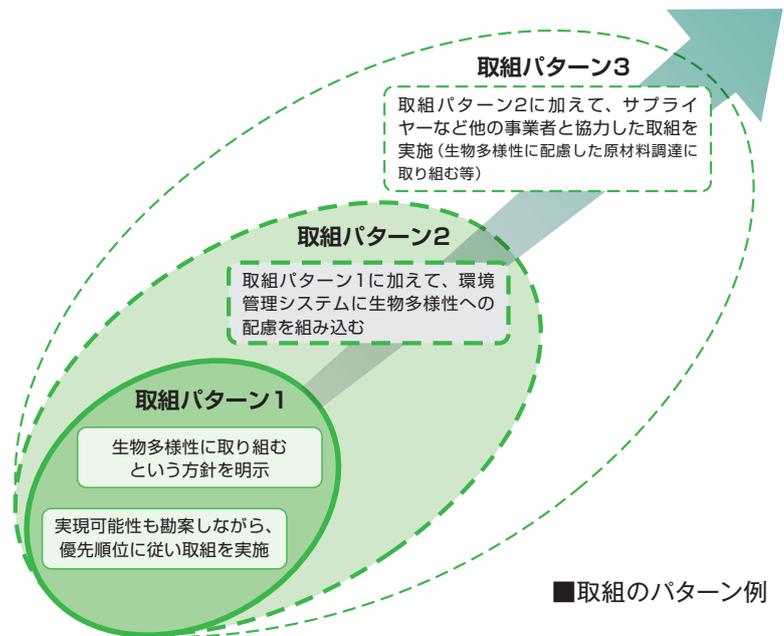


3 取組の進め方

- (1) まず、生物多様性の保全と持続可能な利用に**取り組むという姿勢を示す**。
- (2) 自らの事業活動と生物多様性の関わりから、**重要性の高い事項を特定し、優先順位の高いものから順次取り組む**ことが期待される。なお、その際、着実に成果をあげていくために、実現可能性を勘案しながら、段階的に取り組むアプローチ（ステップバイステップ・アプローチ）により取組を進めて行くことも効果的である。

既に取組を始めている事業者は、これまでの取組を検証しながら、さらに取組を進めていくことが考えられます。

例えば、右図に示すように、生物多様性に取り組む方針を示し、生物多様性の保全等に関する個別の取組を進めるようなパターンから、サプライヤーなど他の事業者と協力した取組を展開するようなパターンまで、様々なパターンでの取組が考えられます。



4 基本原則

基本原則1：生物多様性に及ぼす影響の回避・最小化

生物多様性の利用においては、社会経済活動の変化に伴い生物多様性が損なわれてきたこと、及び自然資源の利用により国内外の生物多様性に影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、**生物多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、土地と自然資源を持続可能な方法で利用するよう努める**ことが必要です。

基本原則2：予防的な取組と順応的な取組

生物多様性は、微妙な均衡を保つことによって成り立っており、科学的に解明されていない事象も多く、一度損なわれた生物多様性を再生することは困難か、もしくは事実上不可能です。そのため、生物多様性の保全と持続可能な利用においては、**科学的知見の充実に努めつつ、生物多様性を保全する予防的な取組方法や、事業等の着手後に生物多様性の状況を継続的にモニタリングしながら、その結果に科学的な評価を加え、これを事業等に反映させる順応的な取組方法を用いるよう努める**ことが必要です。

基本原則3：長期的な観点

生物多様性からは、長期的かつ継続的に多くの恵みがもたらされます。また、生物多様性に対する影響は、様々な要因が複雑に関係していることもあり、比較的長い期間を経て徐々に顕在化してきます。そのため、生物多様性の保全及び持続可能な利用に当たっては、**長期的な観点から生態系等の保全と再生に努める**ことが必要です。

5 考慮すべき視点

視点1：地域重視と広域的・グローバルな認識

生物多様性の保全は、固有の自然を対象とした地域における活動によって支えられるものであり、**地域重視の視点**が大切となります。一方、流域規模及び地球規模の生物多様性に関するつながりや、生態系サービスのつながりを認識し、**広域的・グローバルな視点**を持って国内外の取組を進めることも大切です。

視点2：多様なステークホルダーとの連携と配慮

生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていくには、関係する多様なステークホルダー（地方公共団体、NGO/NPO、地域住民等）との有機的かつ柔軟な連携を図る視点や、操業地や原材料調達地において**生物多様性**を利用しているステークホルダー等へ**配慮する視点**が大切です。

視点3：社会貢献

事業者は利潤を追求するなど経済的主体であると同時に、**社会の一員として生物多様性への貢献が求められているという視点**を持つことが大切です。

視点4：地球温暖化対策等その他の環境対策等との関連

生物多様性の保全のためのひとつの取組が、**異なる環境分野に関する課題や、地域の課題にも貢献することがあるという視点**を持ち、分野横断的に、総合的、効果的に取組を進めていくことが大切です。

視点5：サプライチェーンの考慮

生物多様性の保全と持続可能な利用を確保するためには、**サプライチェーンの各段階の事業者が、それぞれの立場において協力しながら生物多様性に取り組むという視点**を持つことが大切です。

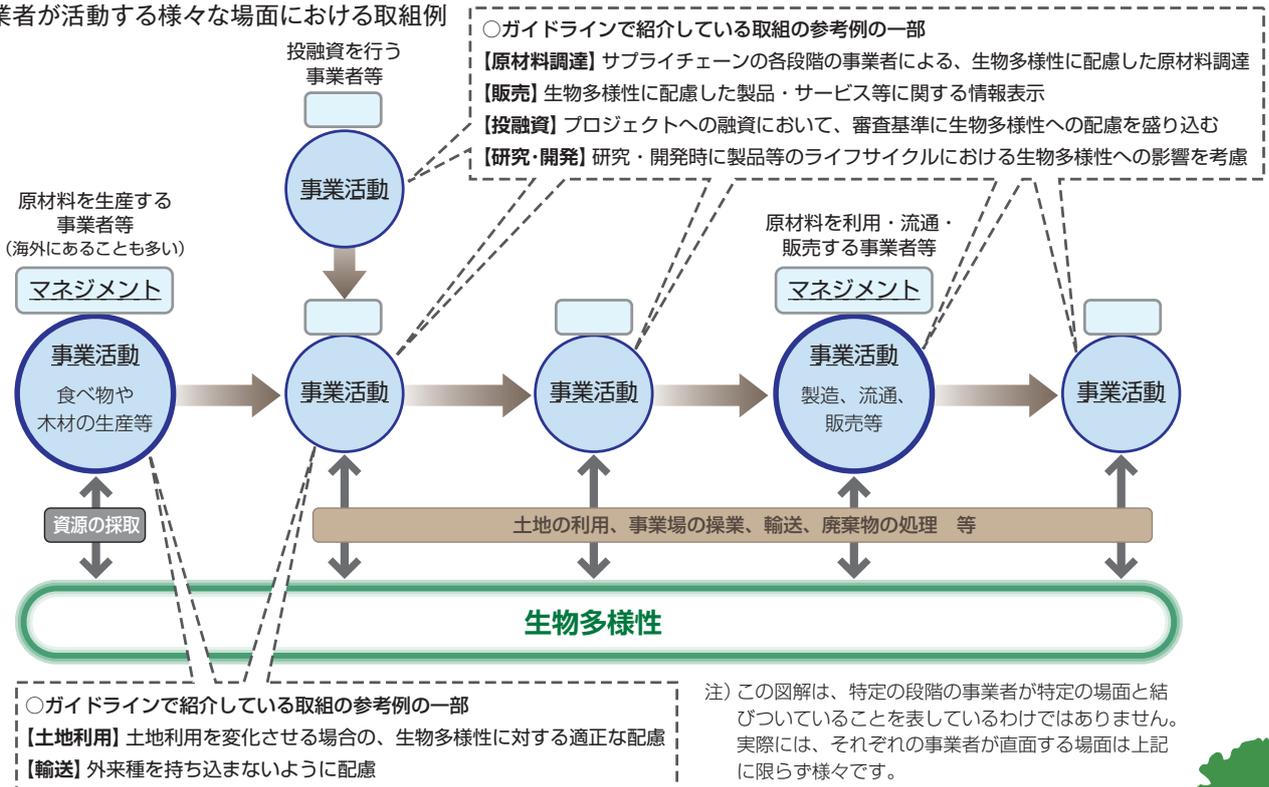
視点6：生物多様性に及ぼす影響の検討

具体的な事業を行う場合には、その事業に係る生物多様性に及ぼす**影響の有無や程度を検討する**という視点を持つことが大切です。

視点7：事業者の特性・規模等に応じた取組

事業者の特性・規模等を踏まえ、それらの特徴を最大限に活かす取組を、積極的に推進することが望まれます。

■事業者が活動する様々な場面における取組例



生物多様性民間参画ガイドラインでは、このほか事業者の実務担当者が生物多様性の取組を検討する際、参考になるような先進的と考えられる取組等を『実践のためのヒント』として多数掲載しています。

『参考編 実践のためのヒント』に掲載されている情報

参考1 取組の進め方の参考例

マネジメントにおける取組の考え方について、参考例を示して解説しています。

参考2 事業者と生物多様性との関わり方の把握の参考例

参考1で示した生物多様性との関わり方を把握する手法について、より詳しく解説しています。

参考3 事業者の活動の主な場面別の取組

事業活動の様々な場面で想定される取組の参考例について紹介しています。

参考4 社会貢献活動

社会貢献活動として実施する取組について、考え方や留意点を紹介しています。

参考5 具体的な取組の事例

様々な分野の事業者が先進的に取り組んでいる実例を紹介しています。

参考6 生物多様性に関連する最近の主な文献

参考7 記述に関する参考情報

参考8 生物多様性に関する法律の概要

すでに一部の事業者では、積極的な取組が始まっています。

2009年6月、(財)イオン環境財団と環境省は、2010年に愛知県名古屋市で開催される生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)に向けて、「生物多様性の保全」及び「生物多様性の持続可能な利用」を推進するため、「生物多様性 日本アワード」を創設しました。

2009年9月には、第1回目となる「生物多様性 日本アワード」の優秀賞8団体が発表され、複数の先進企業が顕彰されました。

保全コミュニケーション部門 優秀賞 中日信用金庫
『「生物多様性について考えてみませんか」定期の取り扱い』



店舗カウンター横に設けた「生物多様性コーナー」

利用プロダクト部門 優秀賞 積水ハウス株式会社
『生物多様性保全を含む10の調達方針』



住宅建築材などに客観的な調達基準を導入

生物多様性民間参画ガイドラインは以下でダウンロードいただけます

http://www.env.go.jp/nature/biodic/gl_participation/

平成22年3月17日発行

編集 環境省自然環境局

〒100-8975 千代田区霞ヶ関1-2-2

電話 03-3581-3351